

事務連絡
令和6年3月28日

那覇市指定障害福祉サービス事業者 各位
那覇市指定障害児通所支援事業者 各位

那覇市障がい福祉課長
(公印省略)

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等に関する届出等について(通知)

日頃より障害福祉サービスの提供につきまして、格別のご理解とご尽力を賜り御礼申し上げます。

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を4月から新規又は継続して算定する場合は、**令和6年4月15日までに計画書等の提出が必須**となりますので通知いたします。当該加算を算定予定の事業者の皆様におかれましては下記に基づき資料を提出いただきますようお願いいたします。

記

I 提出書類

①.令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から新規に処遇改善加算を算定する事業所

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)(別紙様式7-1)

※6月以降、新加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合のみ活用可。(新加算Ⅰ・Ⅱを算定する場合や、令和6年度中に加算区分を変更する場合は、③と同じく別紙様式2を用いる必要がある。)

(2)就業規則等

(3)労働保険の加入が確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算確定保険料申告書等)

②一括で申請する事業所数が10以下の事業者

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)(別紙様式6-1)

(2)事業所個票(別紙様式6-2)

(3)就業規則等

(4)労働保険の加入が確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算確定保険料申告書等)

※(3)及び(4)については前年度に当該加算を取得し、引き続きそれに相当する区分の加算を取得しようとする場合であって、当該書類に変更が無い場合は提出不要です。

③上記①②以外の場合

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)(別紙様式2-1)

(2)個票(令和6年4・5月分)(別紙様式2-2)

(3)個票(令和6年6月以降分)(別紙様式2-3)

(4)個票(年度内の区分変更がある場合に記入)(別紙様式2-4)

(5)就業規則等

(6)労働保険の加入が確認できる書類

(労働保険関係成立届、労働保険概算確定保険料申告書等)

※(5)及び(6)については前年度に当該加算を取得し、引き続きそれに相当する区分の加算を取得しようとする場合であって、当該書類に変更が無い場合は提出不要です。

【該当する場合のみ提出】

(1)特別な事情に係る届出書(別紙様式5)

2 注意事項(必ず読んでください)

※記載のない事業所及びサービスは算定いたしませんので、漏れが無いようご注意ください。

※前年度に加算を取得している事業所であっても、令和6年度計画書の提出のない事業所については、加算の算定はできません。算定無しに変更させていただきます。

※提出期限4/15(月)を過ぎて届出た場合は、4/1付の加算適用になりません。6/1以降の適用となりますのでご注意ください。

3 提出先等

提出先:〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号3F

那覇市 福祉部 障がい福祉課 事業所指定グループ 宛て

提出方法:※郵送で提出(受領印が必要であれば返信用封筒(切手添付)を同封して下さい。)

※返信用封筒に不備(切手不足)がある場合は返送できません。

4 提出期限

令和6年4月15日(月)【当日必着】消印有効ではありません。必着です。

5 問い合わせ(コールセンター)

【福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター】

電話番号:050-3733-0230

受付時間:9:00~18:00(土日含む)

那覇市障がい福祉課 事業所指定グループ

電話:862-3275

FAX:862-0621